

松田町告示第74号

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。これらの書類を保管しているので送達を受ける者から申出があればいつでも交付する。

令和8年7月30日

松田町長 本山 博幸



送達を受ける者		公示送達する書類		
住(居)所等	氏名	税目	課税区分	書類の内容
	大庭 哲平	軽自動車税	全期分	督促状